【応急対策】

基本方針

- 1 情報通信・連絡体制を確立するとともに、被害状況を把握する
- 2 広報広聴体制を確立する

基本方針1 情報通信・連絡体制を確立及び被害状況を把握する

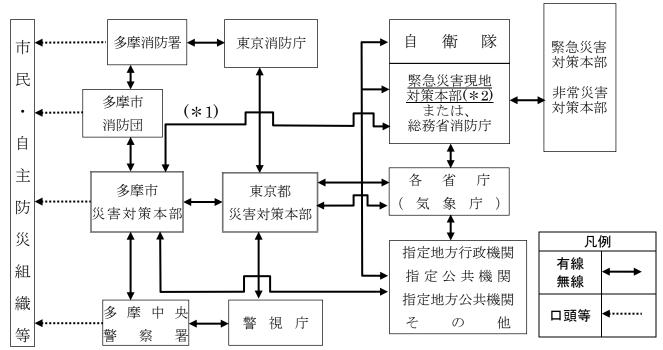
1 防災機関相互の情報通信連絡体制の確立

- □ 対策内容と役割分担
 - 1 情報連絡体制の確立

東京地方において震度4以上の地震が発生したとき、直ちに防災行政無線、電話、FAX等の通信機器の緊急点検を行い、通信機器の利用に支障がある場合には、応急復旧等の措置を講じて、庁内の連絡及び都、消防、警察、ライフラインその他の防災関係機関との情報連絡体制を確立する。

機関名	対 策 内 容		
多摩市	○ 報収集体制を構築する。		
(全対策部)	○ 災害情報の伝達体制を構築する。		
多摩中央警察署	○ 関係機関との情報交換を実施する。		
	○ 地震被害予測システムによる被害予測を行う		
 多摩消防署	○ 早期災害情報システムによる災害情報収集を行う		
多摩伯別者	○ 各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等についての多		
	摩市への通報、関係機関との情報交換を行う		
	○ 緊急地震速報、津波警報・注意報、地震及び津波に関する情報を		
	発表する。		
 気象庁	○ 発表した情報は、東京都等へ提供するとともに、各放送機関等の		
×(水)」	協力を得て、広く情報提供に努める。		
	○ 津波警報・注意報を関係機関へ通知する。		
	○ 注意報、警報の種類及び発表基準を普及啓発する。		
NTT 東日本	○ 警報の優先取扱いを行う。		
NII 朱日平	○ 各種警報の通報		
各放送機関	○ 災害に関する警報等の周知を図る。		

□ 情報伝達系統



- *1 災害の状況により東京都災害対策本部に報告できない場合
- *2 災害の状況により緊急災害現地対策本部が設置された場合

□ 詳細な取組内容

1 情報収集体制

- 1 通信施設・設備の機能確認等
 - (1) 通信施設・設備の機能確認と応急対策
 - ① 無線・電話・FAX等の機能確認
 - 各対策部は、災害発生後、通信施設・設備の機能確保を行う。特に、災害拠点と位置づけている施設は、確実に実施すること。

② 確認すべき通信設備

- NTT電話・FAX
- 内線電話
- 防災行政無線電話・防災行政無線FAX (配備されている施設のみ)
- 携帯電話機能(音声通信)
- インターネット環境(データ通信(メール等))

③ 庁内ネットワーク

- 庁内ネットワーク等の通信施設の機能確認は、市民情報対策部が行う。
- 東京都災害情報システム (DIS) の機能確認は、統括対策部が都と協力して 行う。

(2) 派遣された職員による通信設備の確認

緊急医療救護所や指定避難所等、各防災拠点へ配置された職員は、携行した通信 手段の確認と、配置された施設に備え付けられている、各種通信設備の使用の可否 を確認するとともに、何らかの通信試験を行う。

(3) 対策部間の情報連絡

対策部間の情報連絡は、情報の共有化及び一元化を図るため、原則として、災害 対策本部室の担当職員を通じて行う。

2 情報伝達体制

- (1) 都への情報伝達
 - 収集した情報を整理のうえ、直ちに都その他の関係防災機関へ伝達する。
 - 東京都災害対策本部への情報連絡は、東京都災害情報システム(DIS)及び東京都防災行政無線を使用する。
 - 害の状況により東京都災害対策本部に連絡することができない場合は、国の 緊急災害現地対策本部又は総務省消防庁等に対して直接連絡する。

3 職員への情報伝達

現地へ出向した職員及び防災拠点へ配置している職員とのの情報伝達手段の優先順位は以下の通り

(1) 音声

①内線電話②NTT電話③携帯電話④防災行政無線電話⑤インターネット回線 を利用した電話⑥その他

(2) 図面・写真・文字情報

①庁内ネットワーク環境を利用した通信②NTTFAX③携帯電話のメール・ロゴチャット等④防災行政無線FAX⑤その他

(3) 市民等への情報伝達

市民等に対する情報伝達は以下の通り

- 〇 同報系無線(屋外拡声子局)
- アンサーバック(音声自動応答装置)
- 緊急速報メール
- 防災情報メール・多摩市公式ツイッター・多摩市公式ライン
- ヤフー防災アプリ
- 公式ホームページ
- 必要により広報車等での巡回による情報伝達
- 多摩テレビを活用し、情報伝達

情報伝達機器

通信機器等	使用方法
災害時優先電話	災害時優先電話(防災安全課に整備)を活用し、防災関係機関との連絡体

通信機器等		使用方法			
		制を構築する。			
独 二	星携帯電話	災害対策本部等における緊急連絡手段、災害医療コーディネーター間をつ			
]和] 4	生货币电品	なぐ連絡手段			
災	害時優先携帯電話	市長、副市長、総務部長、防災安全課長の緊急連絡手段			
	デジタル無線	災害対策本部、各対策部、避難所、防災関係機関をつなぐ無線網			
R±	地域系 260MHz	112 局<避難所 31 局・公共施設 19 局・医療 10 局 その他 52 局>			
防災行政無線	デジタル無線	市内全域へ一斉に情報を伝達する手段			
行政	プラダル無線 固定系 60MHz	夕焼けチャイム 108 局(アナログ)、6 局(デジタル)			
無	回化尔 000112	戸別受信機 96 台 (アナログ)			
称	アナログ無線機	消防団本団と各分団本部団等の無線網			
	移動系 400MHz	移動系携帯局 63 局、車載 15 局			
	IP 無線	緊急医療救護所と災害医療コーディネーター (福祉医療対策部)をつなぐ			
	17 無務	連絡手段			

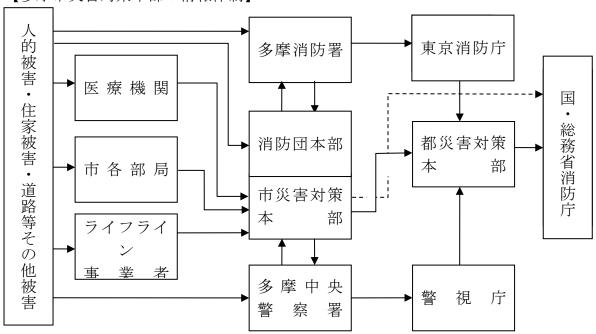
2 被害状況等の把握

□ 対策内容と役割分担

東京都災害情報システムのほか、専用電話、衛星携帯電話など、多様な通信手段を活用した重層的な情報連絡体制を確立し、都等へ報告する。

機関名	対 策 内 容		
多 摩 市	○ 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するま		
統 括 対 策 部	で都へ報告する。		
NTT東日本			
NTT コミュニケーションズ	○ 通信の被害、開通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気		
NTT ドコモ	通信砂板音、開通状況、利用制限の指直状況及び破災した電気 通信設備等の応急復旧状況等を確認する。		
K D D I	世 百0X7m 寺♥ノ心心復 口イイイル寺で唯祕りる。		
ソフトバンク			

【多摩市災害対策本部の情報体制】



□ 詳細な取組内容

1 被害状況の速報

- 各公共施設の施設長は、施設の被害状況を、防災行政無線FAX・NTTFAX を用いて、所管部長へ報告する。
- 各対策部は、防災行政無線、伝令等あらゆる通信手段を用いて、各施設の被害状況を災害対策本部に連絡する。

(書式は、資料編を参照)

2 各種被害状況等の調査

- 各対策部及び消防団は、次の被害情報について可能な限り調査・収集し、統括対 策部に報告する。
- 統括対策部は、各防災関係機関から情報収集を行う。
- 各対策部は下表の被害状況を可能な範囲で把握し、人的被害、建物の使用可否、 ライフラインの状況について統括対策部へ報告する。

調査事項			主な情報収集の担当対策部
被害状況	人的被害	死者	統括対策部・福祉医療対策部
		負傷者	統括対策部・福祉医療対策部
		行方不明者	統括対策部・福祉医療対策部
	建物被害	住家被害	住民対策部・復旧復興・給水対 策部

調査事項			主な情報収集の担当対策部
		非住家被害	住民対策部・復旧復興・給水対 策部
	公共土木施設の被害	道路被害	復旧復興・給水対策部
		河川の被害	復旧復興・給水対策部
	避難所指定施設の被害		避難所施設対策部
	福祉施設の被害	福祉関連施設	福祉医療対策部
		子ども関連施設	子ども対策部
	市民が利用する公共施設	めの被害	各所管部
	商工・農業・観光関係被	沒害	住民対策部
ライフライ	医療機関の状況	市内医療機関の被害	福祉医療対策部
ン の状況等	ライフラインの状況等	水道の被害	復旧復興・給水対策部
		下水道の被害	復旧復興・給水対策部
		電気供給の状況	復旧復興・給水対策部
		ガス供給の状況	復旧復興・給水対策部
		通信の疎通状況	統括対策部
	公共交通機関の	鉄道	復旧復興・給水対策部
	運転状況等	バス	復旧復興・給水対策部
		タクシー	復旧復興・給水対策部

3 東京都への報告事項

災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。

なお、災害対策基本法第 53 条に基づく被害状況を都に報告できない場合には、国 (総務省消防庁) に報告する。

(1) 報告事項

○ 災害の原因

及び今後の実施予定の措置

○ 災害が発生した日時

- 災害救助法適用の要否及び必要と
- 災害が発生した場所又は地域
- その他必要な事項

する救助の種類

- 〇 被害状況
- 災害対策として既に実施した措置
- (2) 報告手段

原則として、東京都災害情報システム(DIS)への入力による。

※ 報告項目は資料編参照

システム障害等により入力できない場合は、「災害報告取扱要領」(平成5年4月都総務局災害対策部)に定められた報告様式等に基づき、電話、FAX などあらゆる手段により報告する。

基本方針2 広報広聴体制を確立する

1 広報広聴体制

□ 対策内容と役割分担

住民へ正確な情報を迅速かつ確実に提供する。また、住民の発信情報を的確に収集する。

	機	関	名			対 策 内 容
多		摩		市	0	市民からの情報収集体制を確立する。
統	括	対	策	部	\bigcirc	市民への情報提供体制を確立する。
市	民情	報	対策	部	\circ	報道機関の対応を行う。

□ 詳細な取組み

1 情報の収集

市民情報対策部長は、市民から災害情報を収集する。

2 収集の方法

- 発災直後、電話受付コーナーを開設し、情報を収集する。
- 発災直後、相談窓口を開設し、来庁者から情報を収集する。

- 発災直後においては、原則として本庁舎に寄せられる市民からの全ての電話及び 来庁者を市民情報対策部が受付け、各課への引継ぎは行わない。
- 発災後一定の時間経過(応急対策が落ち着いてきたら)とともに、本庁舎の電話 受付コーナー、相談窓口は、関係各課と連携して、各種の被災者生活再建支援業務 を推進し、市民生活の速やかな復旧を図る。
- 発災後一定の時間経過(応急対策が落ち着いてきたら)とともに、避難所等を巡回し市民のニーズを把握する。

3 災害対策本部への報告

市民情報対策部長は、収集した情報を災害対策本部に取りまとめ報告する。ただし、緊急かつ重要な情報については、速やかに報告する。

4 情報の発信

- 市民情報対策部長は、市民に対し情報を発信する。
- 市民情報対策部長は、市民に対し、発災直後、可能な限り早い段階で、YouTube などを活用し、災害対策本部長(市長)からのメッセージを発信する。

5 発信の方法

関係機関と連携して、あらゆる媒体を活用し、情報を発信する。

- 報道機関(ラジオ・テレビ・新聞等)○ 多摩テレビ○ 防災行政無線○ 多摩市公式ホームページ○ 協示物及び臨時広報
- YouTube 臨時災害 FM
 - その他

6 発信の内容

災害の規模、気象状況
 選乱防止の呼びかけ
 電気・ガス・石油ストーブ等による火災予防の注意
 道路状況と交通機関の運行状況
 学校などの措置状況
 市の体制・措置状況
 デマ情報に対する注意
 その他必要な事項

7 :11-7		\bigcirc	被害情報
		\bigcirc	市民相互における安否確認の実施
	74.	\bigcirc	避難所開設状況
	災災	\bigcirc	食糧・生活物資等の供給状況
	者	\bigcirc	医療機関の診療状況
	被災者に対する広	\bigcirc	電気・ガス・水道・電話などライフラインの被害状況及び復旧状況
		\bigcirc	道路状況と交通規制、交通機関の被害状況及び復旧状況
		\bigcirc	防疫·保健衛生措置状況
	報	\circ	学校の休校・再開などの措置状況

○ その他必要な事項

○ 市の措置状況

7 報道対応

- 原則として、初回の報道発表は24時間以内に行う。
- 市民情報対策部長は、報道機関の統制を行う。
- 災害対策本部長は、初回の記者会見において、以下の事項について、把握している範囲で発表を行う。
 - 市内の震度
 - 被害状況(死者数、行方不明数、重症者数、軽症者数、倒壊建物棟数、火災発生件数、ライフラインの状況)
 - 交通状況
 - · 避難所開設状況
 - 緊急医療救護所の開設状況
 - ・ 今後の対応方針(例:「3日間は生命財産を優先として活動を行います」など)
 - 市民へのメッセージ
 - 次回の記者会見日時

8 記録写真の作成

被災地の状況を写真に収め、復旧対策広報活動の資料等として活用する。

第2部 震災対策計画 第6章 情報通信の確保 <応急対策>